

クリーンウッド法改正による合法性の確認の義務化について

一般社団法人埼玉県木材協会

- クリーンウッド法（平成28年法律第48号「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」）の改正が令和7年4月1日に施行され、これまで努力義務であった合法性の確認が義務化されることになりました。

今後は、木材の合法性の確認を、より一層適正に行っていく必要があります。

- 対象となる事業者が取り組むべき義務・努力義務

- 1 素材生産販売事業者（立木を伐採し、販売する事業者）

- （1）合法性の確認に資する原材料情報を提供する義務があります。

- （第1種木材関連事業者の求めに応じて行う。）

- ・ 提供する原材料情報：納品書を活用する場合【別添納品書記載例1を参照】
 - ・ 納品書に添付する証明書：伐採届、森林経営計画認定書、伐採許可書、立木売買契約書等 の写し

- 2 第1種木材関連事業者（素材生産販売事業者から原木を買い受ける事業者）

- 下記の（1）～（5）を行う義務があります。

- （1）原材料情報の収集
 - （2）合法性の確認
 - （3）記録の作成・保存
 - （4）木材関連事業者に対する情報伝達
 - （5）定期報告（一定基準を満たした事業者のみ）

- ※一定基準：国産材（丸太）を3万m³以上取り扱う事業者

- 輸入材（丸太換算）を3万m³以上取り扱う事業者

- ・ 確認する情報：樹種、産地及び合法性を証明する書類の3つ
 - ・ 情報の伝達：納品書を活用する場合【別添納品書記載例2を参照】

※ 原材料情報の収集結果及び合法性確認結果を記載する。

- ・ 合法性が確認された木材は「合法性が確認された木材である。」旨を伝達し、合法性が確認できなかった木材は「合法性確認木材ではない。」旨を伝達する。

3 第2種木材関連事業者（第1種木材関連事業者から原木又は製品を買い受ける事業者）

下記の（１）～（３）を行う努力義務があります。

- （１）情報の受取
- （２）情報の保存
- （３）次の木材関連事業者に対する情報伝達

- ・ 情報の伝達：納品書を活用する場合【別添納品書記載例3を参照】

※ 合法性確認結果を記載する。

- ・ 第1種木材関連事業者からの納品書の記載を確認し、そのまま記入する。

○ 素材生産販売事業者、第1種木材関連事業者、第2種木材関連事業者の考え方 林野庁資料から抜粋

義務対象の考え方 国産材の場合

- （１）原木市場等の素材流通事業者、山元から「直送」を受ける製材工場、加工まで行う樹木の所有者等、国内市場に木材を最初に流通させる者が第1種事業者
- （２）第1種事業者に素材の譲渡し（委託を含む）を行う者が素材生産販売事業者

